慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	大久保泰氏学位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.4 (1972. 4) ,p.141- 145
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720415-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大久保泰氏学位請求論文審査要旨

大久保泰氏提出にかかる学位請求論文「共産中国出現の推移―戦後の内戦と国民政府の自壊―」の構成は次のとおりである。

第一章　戦後の国共抗争と政協会議
　第一節　抗日戦勝直後の国共両党軍の紛争と蔣介石・毛沢東の会談
　第二節　武力衝突の激化と中共の「決意」
　第三節　停戦と政協会議
　第四節　政治・軍事統一の困難性
第二章　国共交渉の決裂と国民党政権の改組
　第一節　国共関係の行詰りと武力衝突
　第二節　停戦交渉の曲折
　第三節　本格的内戦へのエスカレート
　第四節　国共和平への最後の努力
　第五節　国共交渉の打切り
　第六節　国府側の一方的憲法採択と国民政府の改組
第三章　第三次国内革命戦争の推移と国民政府の台湾亡命
　第一節　国共両陣営の臨戦態勢固め
　第二節　内戦の一年目と中共軍の防御戦略（第一段階）
　第三節　国府側の憲政移行・掃共態勢と内戦の二年目（第二段階）
　第四節　内戦の三年目と国民政府の自壊作用（第三段階）
　第五節　国民政府の台湾亡命と中共軍の大陸制圧（第四段階）
第四章　内戦中における中共の政策路線
　第一節　経済政策の推進
　第二節　政治工作の推進
第五章　中華人民共和国の成立
　第一節　新政協会議の開催とその役割
　第二節　新中国政府の分析

我国における中国現代史の研究は、国際的に高い水準を保持しているにもかかわらず、時期的にみてその研究に不十分なところがあることは否めない。一九四五年八月の第二次大戦終結のときから一九四九年十月一日の中華人民共和国成立にいたるまでのいわゆる戦後内戦時期の研究は、まさにその一つであるといつてよいであろう。この時期の研究がこれまで本格的に行なわれなかつた理由は、中華人民共和国の成立によつて現代中国の研究者の多くの関心がその後の展開に移つていつたこと、ならびに内戦時期に関する資料の入手が極めて困難であつたこと、などによるものであろう。大久保氏によるこの論文は、戦後内戦時期において、強大な軍事力と莫大なアメリカの軍事・経済援助をえていた中国国民党がなぜ劣悪な条件下にあつた中国共産党に敗北せざるをえなかつたか、いいかえれ

ば中国国民党から中国共産党への権力移行の過程とその原因とを明らかにしようとしたものであつて、これまでの不十分な戦後内戦時期の研究に手を染めたいわば先駆的な業績であるといつてよいであろう。

ところで本論文は、大別して二つの部分に分けることができるように思われる。その一つは、過去八年にわたる抗日戦争の荒廃と澎湃たる戦後民主化への風潮とを背景としてうまれた中国の平和と統一への志向が、アメリカの熱心な調停工作の存在にもかかわらず、なぜ国共両党の間で結実せず、全面的内戦へと発展せざるをえなかつたか、その複雑な過程と原因の分析をおこなつている部分であり、いま一つは、国共内戦過程の分析を通じて、中国国民党の権力体制が崩壊し、それにかわつて中国共産党が国家権力を掌握していつたその原因を究明しようとしている部分である。主として、第一章および第二章が前者に、第三章、第四章および第五章が後者にあてられているといつてよいであろう。

著者は、まず第一章において、抗日という共同目標を失つた国共両党が、日本軍の武装解除と被占領地域の接収をめぐつて軍事衝突を繰り返すという状況のなかで、中国の平和的統一と国内政治の民主化への動きが、トルーマン米大統領によるマーシャル特使の派遣とその調停及び国内第三勢力の強い要請によつて、国共両党にとりあげられ、それが一九四六年一月の停戦協定及び政治協商会議決議、二月の国共整軍協定の成立となつて結実する過程を詳細にあとづけたのち、政協会議決議と整軍協定のもつ問題点を明らかにし、それが現実にいかに実行不可能な性格をもつものであつたかを明らかにしている。ついで第二章は、このことの当然の結果として、一九四六年三月の国民党二中全会で政協会議決議が空洞化された経緯にはじまり、満州での軍事衝突が、マーシャル特使の熱心な調停努力による「六・六停戦命令」の発令にもかかわらず、拡大の一途をたどり、国民党による十一月十二日の憲法制定国民大会の一方的強行によつて国共間の交渉が決定的にたち切られるにいたつた過程を、国共双方・アメリカ・第三勢力の意図と行動など、多角的に分析している。これらの検討を通じて、国共両党が戦後中国の平和的民主的統一を実現することのできなかつた主要な原因は、著者によれば、つぎの二つに要約することができるように思われる。

まず第一に、国共両党は、中国を「どういうかたちで統一し、どういうかたちの政権を樹立するか」という問題を含めて、本質的にイデオロギーを異にする政党であり、しかも過去二十数年にわたる合作と分裂の歴史的経験は国共双方に抜きがたい不信感を植えつけていたことである。このことは、アメリカの圧力を背景とするマーシャル特使の熱心な調停工作にもかかわらず、交渉そのものを複雑かつ困難にしたばかりでなく、国共両党は、一方で交渉を行いながら、しかも他方で自らの実力的基盤を強化するために軍事的政治的行動を継続し、結局交渉を打切らざるをえない状況におちいつたのである。いま一つの原因は、戦争直後、国共双方がそれぞれ異つたイデオロギーを実現するために、中国内部に「軍隊と政府と領土と人民」をもつ二つの国家を形成していた、という事実にあるといつ

てよいであろう。この事態は、いずれも過去二十余年にわたる国共両党の抗争の歴史のうえに築かれたものであり、国共双方にとってこの既成事実を放棄することは基本的に不可能であったのである。著者によれば、「そこに、両党が幾度か交渉を開いて中国の和平統一を協議しながらも実現しえなかった根本的原因がある」のである。

つづいて著者は、第三章で、国共交渉が打切られ全面的内戦に突入した国共両党ならびにそれをめぐるアメリカおよび第三勢力の動きを四つの段階に分け、段階ごとに極めて詳細に検討し、さらに第四章で、この内戦時期における中国共産党の政策路線を、主として経済政策、土地改革、解放区における政治工作、大衆運動の組織化、民主党派に対する統一戦線工作などに分けて究明するとともに、第五章において、内戦に勝利をえた中国共産党が中華人民共和国を創立する過程の概要を明らかにしている。前述したように、この三章で著者が意図していることは、全面的内戦の過程を具体的に詳細にとらえることによって、中国共産党が強大な中国国民党に勝利した権力移行の原因を明らかにするところにあると思われる。その意味において、この三章を通じて著者の導きだしている結論は、概ねつぎの五つに要約することができるであろう。

㈠戦争直後、日本軍の武装解除と被占領地域の接収とが事実上国共両軍によって行なわれたが、その際日本軍の占領していたいわゆる点と線の背後に広大な根拠地をつくりあげていた中共軍は、武装解除と接収を行うには、西南後方地域に後退していた国民党軍よりも有利な立場にあり、とくに満州にはいち早く進出して広大な根拠地をつくりあげることに成功し、内戦に臨む有利な戦略態勢をつくりあげていたこと、㈡中共軍は、数的にも、また装備的にも優位にたつ国民党軍に対して、いわゆる人民戦争戦略と「後退・遊撃・総反攻」という三段階戦略とを採用し、それに成功したこと。いいかえれば、地域確保にではなく、運動戦によって国民党軍を分散孤立させ、優勢な兵力を集中して国民党軍の兵力を撃滅することに重点を置き、かれらののびきった補給路を切断し、面を制圧して敵を主要都市いいかえれば点と線とに追いこみ、これを最後に撃破するという戦略が成功したということである。㈢国民政府がその財政経済政策の失敗によって、戦後インフレーションを破局的に激化し、国民生活を破綻に追い込み、国民の政府に対する信頼を完全に失わせてしまったこと、㈣国民党内部の分裂が国共交渉および内戦の遂行に重大な悪影響をあたえたこと、著者によれば、蔣介石権力の基盤は、もともと黄埔軍官学校出身の将領グループ（軍）、CC系（党）、浙江財閥（財政）、政学会系の人々（官僚）におかれていたのであるが、これら四つの勢力に対する不満は戦後次第に増大し、その対立は内戦がすすむにつれて党の効果的な政策実行を困難にし、国民党内部における腐敗、士気の低下と相俟ってその自壊作用を促進していったのである。㈤中国共産党の政策路線、いいかえれば、農民を革命に動員するうえでの土地改革の現実主義的展開、民族商工業の保護育成、反戦反米的大衆運動の効果的組織化、反国民党的民主勢力との統一戦線の中国共産党に対する支持を大きくさせたこと、な

どがそれである。著者は、このほか、米ソ両国が中国国民党から中国共産党への権力移行にあたえた影響についても、随所に言及している。すなわち、ソ連は国民党軍の満州進出をできるだけ遅延させ、日本軍から接収した武器を中共軍にあたえることによつて、中共軍の戦力の飛躍的増大に寄与したことは確かであるにしても、それ以上中国内戦には介入しなかつたのに対し、アメリカは、国共両党の平和的統一へ積極的仲介の労をとりながらも、その反面、国民政府に対し大規模な軍事的経済的援助をあたえ、このことが中国共産党のアメリカに対する不信感を敵意にまでたかめ、反米的大衆運動を昂揚させたばかりでなく、その援助は国民党軍の寝返り、投降によつて中共軍の手に入り、却つて中共軍の軍事力を強化するのに役立つたとして、アメリカの対中国政策の失敗を強く指摘している。かくて著者は、中国国民党から中国共産党への権力の移行は、たしかに中国共産党の適切な戦略戦術、政治経済工作、士気のたかさなどに重要な原因があるにしても、そのことは必ずしも中国国民の大多数が共産主義を支持したことを意味するものではなく、むしろ「戦後の国民党政権が執政に失敗し、国民の信望を失い、自壊作用を起した結果であるとみた方が的を得た考察である」と結論しているのである。

以上が本論文の概要であるが、中国の平和的統一を目指す国共交渉の失敗ならびに中国国民党から中国共産党への権力の移行の原因についての著者の見解は、適切かつ妥当なものであり、このような結論を導きだした大久保氏の業績は評価されて然るべきであろう。しかし、本論文に示されている著者の見解は、必ずしもこんにちまで内外の中国学界において主張されたことのない全く新しい見解であるというわけではない。したがつて、本論文は、学界に新たな解釈を提供したというよりはむしろ、従来不完全なかたちで解釈もしくは推論されていた見解を、詳細な資料の分析と事実の検討によつて裏づけたという点に、その価値が見出さるべきであると考える。その意味で、大久保氏のこの研究は、戦後内戦時期全体を通観したいわば先駆的業績であるといいうるのである。

しかし、この論文にも、なお今後の検討にまつべき問題が存在しないわけではない。たとえば著者は、一九四六年三月の国民党二中全会による政協会議決議の空洞化から全面的内戦の時期における国民党右派の抬頭を指摘するとともに、国民党内部における腐敗の存在、進歩性の喪失を国民党自壊作用の重要な原因と主張しているが、この両者はもともと無関係なものでありえないはずである。党内右派の抬頭を促す政治的経済的社会的基盤はどこに存在していたのか、抗日戦争がそれにどのような影響をあたえたのか、党内の腐敗はどのような構造において存在していたのか、腐敗と進歩性の喪失はなぜ右派勢力の存在とからまり合つて進行していつたのか、こういつた問題は、著者が中国国民党敗北の原因を国民党の自壊作用に重点をおいて説明しようとするかぎり、十分に検討されなければならない問題である。また、戦後期におけるアメリカの対中国政策の理解についてもなお一層の検討が必要であろう。この問題は、いうまでもなく、戦後における世界情勢の発展と変化に対するアメリ

カの複雑な反応をふまえて理解することが必要であつて、この点に関する著者の検討は必ずしも十分であるとは思われないのである。また本論文に使用されている資料の資料批判及び整理についてもなお検討の余地があることは否定できない。

しかし、そのような問題は存在するにしても、このことは、戦後内戦時期に関する先駆的業績としての本論文のもつ価値を本質的に損うものとはいえないであろう。大久保氏の過去三十年にわたる現代中国研究への精進と業績とを多とするとともに、われわれは本論文の内容が著者に法学博士の学位を授与するに適当なものと認めるものである。

昭和四十七年一月

主査　慶應義塾大学教授法学博士　石川　忠雄
副査　慶應義塾大学名誉教授法学博士　英　修道
副査　慶應義塾大学教授法学博士　中村　菊男

備考　本学位は、慶應義塾大学学位規程第四条によるものである。